

## 第10 産業経済部が所管する債権・損失補償契約

### 1. 商政課 I：中小企業高度化資金貸付金

#### (1) 債権の概要

##### ア. 歳入科目

一般会計（県負担分）— 12 款：繰入金— 1 項：特別会計繰入金— 2 目：小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計繰入金— 1 節：小規模企業設備資金助成費特別会計繰入金

小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計（国＋県）— 2 款：諸収入— 2 項：貸付金元利収入— 2 目：商業集団化等貸付金元利収入

##### イ. 担当部署

産業経済部 商政課 金融係

##### ウ. 債権の発生原因と種類

独立行政法人中小企業基盤整備機構法・中小企業高度化資金貸付要綱に基づき締結する契約（公正証書による金銭消費貸借契約書を作成）による貸金返還請求権（私債権）

##### エ. 債権の内容

###### <高度化資金助成制度の概要>

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るため組合などを設立して、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業に対して資金及びアドバイスの両面から助成する制度である。

###### <主な高度化事業の種類>

###### i 中小企業者が実施する事業

① 集団化形態：市街地などに散在している中小企業者が、協同組合等を作って、まとめて立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態

② 集積区域・再開発形態：商店街の小売業者等が共同で、老朽化した店舗の建て替え等を行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場等の整備を、協同組合等を作って、街ぐるみで行うものや工場などが集積している区域を整備する形態

③ 共同化形態：中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を設置し、利用する形態

④ 事業統合形態：中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について、協業化等の事業統合を行うために施設を設置し、事業を行う形態

###### ii 第三セクターなどが実施する事業

① 経営基盤強化支援形態：地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第三セクターなどが設置し、運営する形態

② 商店街整備等支援形態：第三セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、又はそれに併せてショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営する形態

< 融資条件等 >

- ・ 融資比率：原則 80% 以内（小規模事業者等 90% 以内）
- ・ 償還期間：20 年以内（うち据置期間 3 年以内）
- ・ 利率：平成 30 年度適用金利 0.5%（法律の認定を受けた事業等は無利子）  
市場金利に連動した年 1 回の見直し方式に変更（平成 13 年度貸付分から）

< 高度化資金の流れ >

高度化資金助成制度については、県の特別会計（小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計）から中小企業者、第三セクター等に貸付が行われるものであり、群馬県内のみで行われる事業（A 方式と呼ばれる）については、県が中小企業基盤整備機構から財源を借入するとともに、群馬県が一般会計から特別会計に貸付財源の繰出しを行い、中小企業者等に貸し付けるものである。

また、群馬県以外の都道府県にまたがる事業については、群馬県と他の都道府県がそれぞれ中小企業基盤整備機構に財源を貸し付け、同機構が財源を追加して中小企業等に貸し付けるもの（B 方式と呼ばれる）があるが、群馬県では B 方式は 1 先だけであり（平成 30 年 11 月現在、貸付件数は 30 件）、残りは全て A 方式である。

< 貸付の手続 >

中小企業高度化資金貸付要綱第 4 条及び第 5 条に基づき、高度化資金の貸付けを受けようとする者（申請者）は、貸付けを受けようとする高度化資金に係る事業実施計画書を作成し、県が行う診断又は助言を受け、その後、同要綱で定められた中小企業高度化資金貸付申請書に、診断又は助言を受けた事業実施計画書その他必要な書類を添付し、県に提出する。

県では、同申請書の提出後に審査を行い、適当と認めた場合に、貸付対象施設及び高度化資金の額を決定して申請者に通知を行い、貸付決定後は、県と中小企業者等の間で、公正証書による金銭消費貸借契約書を締結することとされている（中小企業高度化資金貸付要綱参照）。

オ. 時効期間

5 年（旧商法第 522 条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成 29 年度の債権額の推移

収入未済額 (平成 28 年度末)	平成 29 年度			収入未済額 (平成 29 年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
5,283,415 円	91,878,500 円	92,298,500 円	0 円	4,863,415 円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成 6 年度	949,000 円	1 件	1 人
平成 7 年度	1,980,574 円	2 件	1 人
平成 8 年度	1,933,841 円	2 件	1 人
合計	4,863,415 円	5 件	3 人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

調定は毎年度繰越調定を実施している。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

納期限は適正に設定している。

< 適時・適切に回収できない理由 >

未収債権は1件であり、昭和56年5月に土地取得及び建物整備の目的で貸し付けを行ったが、事業の売上低迷により昭和61年の約定利子分から延滞が発生した。平成4年度元金返済分から分納で回収しており、金額は減額になりながらも分納は現在も継続されている。直近では毎月1万円～2万円を回収している状況である。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に処理はないが、過去5年以内に2度処理した（法第96条第1項第10号の規定による債権放棄）

No.	処理年度	金額	貸付年度	理由
1	平成26年度	131,593,426円	昭和49年度	法人解散で連帯保証人も生活困窮状態で回収不能
2	平成28年度	205,441,942円	平成3年度	法人解散で連帯保証人も生活困窮状態で回収不能

不納欠損処理の時期の基準：平成23年2月に施行された「群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」によれば、同基準第3条に消滅時効の援用等により債権が消滅等した場合の不納欠損処分が、第4条に地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利放棄の議会の議決を経た場合の不納欠損処分が定められている。同基準では特に不納欠損時期についての明示はないが、第3条に基づく不納欠損処分については、速やかに行うこととされている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

債権管理簿はエクセルで作成し、管理している。

< 情報システム等による管理運用状況 >

システム会社に委託をして導入した「高度化債権管理システム」があり、同債権管理システムを用いて時効管理も含めた債権管理を実施している。

< 担当者の権限分配の状況 >

担当者については、正規職員1名と嘱託社員1名の計2名で担当している。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

自然人：名称・住所・電話番号・家族構成・所有不動産・勤務先・年収  
法人：名称・所在地・電話番号・代表者の氏名・代表者の住所

<調査の方法と頻度>

中小企業高度化資金貸付要綱第29条では、借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、当該貸付金に係る貸付対象施設の利用状況を、毎年6月末までに、同要綱で定められた「中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書」により報告する義務があるため、同報告書の記載内容から、一定の情報の取得が可能となっている。また、収入未済債権の連帯保証人については、毎月1回、直接納入通知書を届けるために自宅等を訪問しているため、その際に近況を聴き取ることで一定の情報を取得している。

連帯保証人である経営者個人やその家族に関する個人情報の変更の有無について、利用状況報告書を徴求。市町村に照会（任意で回答してもらう。）。

<債務者との通信・面談>

収入未済となっている債権に関しては、債務者等との通信記録及び面談記録を、その都度債権管理簿に追加で入力し保管をしている。高度化資金の債権管理については、正規職員1名のほか、嘱託職員が1名おり、主に嘱託職員が毎月1回は債務者の自宅等を訪問していることから、特に問題となっている事例はない。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

時効の起算点・時効期間の管理については、システム会社に委託をして導入した高度化債権管理システムにより行っている。担当職員と嘱託職員2名での管理体制である。

<中断措置の有無・方法>

中小企業近代化資金等助成法（平成11年度以前）に基づき、中小企業者の設備近代化に必要な資金を貸し付けていた制度において、2件時効中断措置をしないまま時効完成してしまった例があるとのことであるが、すでに文書の保存年限を経過しており、その当時の資料が残っていないため、内容を確認することはできなかった。

<時効完成後の対応>

平成23年2月に施行された「群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」第3条に基づき、消滅時効完成後は不納欠損処理をしている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

毎月1回、納入通知書を届けるために債務者等の自宅訪問を行い、面談による近況の聴き取りを実施し現状を把握している。財産調査（確定申告書、決算書などの徴求）については年1回実施している。

#### <延滞金等>

中小企業高度化資金貸付要綱第26条第1項に基づき、借主が償還期日までに貸付金を償還しなかった場合などに、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じてその延滞した額につき、年10.75パーセントの割合で計算した違約金の支払いを請求することができる。

違約金については、その時点での概算額を計算し把握をしているが、元利息金の受領がない限り調定はなされていない。元金が完済しないと、正確な金額が確定しないから。支払いを遅延することの不利益を認識させるため、違約金の計算結果を債務者に示すことはある。

#### <督促状の記載>

督促状には行政不服申立ての教示はない。

#### イ. 督促に応じない場合の措置

##### <強制執行等の実施状況>

実施していない。

##### <法が用意した手段の活用状況>

返済に遅滞など問題があった事案ではないが、昭和60年の会計検査院による会計検査により、高度化資金を利用して整備をした建物の一部（2階倉庫）が住居として利用されていることを目的外使用と指摘され、中小企業高度化資金貸付要綱第25条（2）「貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき」に該当するものとして、元金、利息を合わせて791万2529円が繰上償還（期限前償還）とされたことがあった。

##### <任意的手段の活用方法>

任意的手段として、月に1度、訪問による催告を実施し、債務者等の生活状況を踏まえて納付（分納）相談に乗っている。納付相談の結果、分納で回収（現在、返済額は月々1万円から2万円程度）を行っているが、分納誓約書の徴求まではしていない。ただし、平成27年1月に債務承認書を徴求している。

#### ウ. 財産調査の実施状況

##### <債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者等の資産及び返済能力に関する調査については、債務者等に対して、金融機関等からの他の借入金や未納税金等の金額等を聴取し、県において返済可能性を検討し、分割納付に向けたアドバイスも実施している。

##### <債務者でない者への財産調査実施の有無>

連帯保証人であった法人の前代表者が亡くなったため、前代表者の相続人から現在の代表者に連帯保証人を変更している。連帯保証人である現在の代表者に対する聴き取りにより、同保証人の資力、返済能力等の把握を行っている。

#### エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

##### <連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

平成29年に、経営者保証に関するガイドラインに則って連帯保証などを見直すことにした。同ガイドラインは、国が金融機関等に示した指針であるが、

県の融資にもその趣旨が当てはまると判断し、参考にすることにした。その結果、連帯保証人であった法人（法人が主債務者）の前代表者が亡くなり、相続人に債務が相続された事案で、相続人のうちの1名（現代表者）に連帯保証人を変更した。

これまで保証意思の確認が不十分でトラブルとなった事例はないとのこと。  
＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

連帯保証人の変更により連帯保証債務の相続という状況が解消されたため、相続人対応の必要はなくなった。

#### （5）債務者の生活再建等に向けた事務

##### ア．債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の判断方法としては、平成23年に群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準が施行されており、同基準第4条において、地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議会の議決を経た上での不納欠損処分の基準が明示されている。

同基準第4条では、「法人である債務者がその事業を廃止し、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき」、「個人である債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき」、「個人である債務者が無資力又はこれに近い状態で、将来も資力を回復する見込みがないと認められるとき」といった要件が示されている。

##### イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準が施行されており、地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議会の議決を経た上での不納欠損処分の基準が明示されていることから、同基準に該当する場合には権利放棄の議会の議決を経た上で不納欠損処分を行うこととなる。

現在の収入未済先は1件であるところ、債務者である法人は平成24年に営業廃止となっているが、現在も現代表者により分割納付が継続されていること、貸付対象物件に担保を設定しているものの、居住物件であり、競売を申し立てたとしても落札される見込みが乏しいことなどから、当面は分納での回収を継続する方針であり、現在のところ、権利放棄の議会の議決を経た上での不納欠損処分の予定はない。

##### ウ．法が用意した制度の利用状況

該当なし。

#### （6）過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

##### ア．決算書等の未入手について（平成23年度の指摘事項）

「中小企業高度化資金貸付要綱第26条において、借主は中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書を提出しなければならないが、添付書類として決算書及び確定申告書を添付することが求められているが、一部、決算書及び確定申告

書が入手されていない融資先が見受けられる。」との指摘事項があった。

この点につき、改善されているか確かめるため、監査人において、県に対して提出された中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書及びその添付書類を確認したところ、同報告書及び添付書類は適切に入手されていた。

イ．担保預り定期預金証書の管理について（平成23年度の指摘事項）

平成23年度の包括外部監査で、「融資の担保として定期預金証書2通（合計金額368百万円）を平成21年4月27日に商政課において預かり保管をしているが、預かり保管をしていることを知っているのは商政課の課員数名であるため管理体制としては極めて危険な体制である。このような特異なケースについては、関係各課との協議又は照会を行い適切な対応を検討する旨を関係規則・要領等に規定すべきである。県がこのような質権証書を預かる場合の手続は、群馬県公有財産取扱規則に準じて、公有財産台帳類似の管理簿を整備し、記帳するとともに、会計局の管理する金庫で保管すべきであると思料する。」との指摘事項があった。

この指摘事項を踏まえて、当時に示された改善策（公有財産台帳類似の管理簿を整備し、記帳するとともに、会計局の管理する金庫で保管すべきであると思料する）を受け、会計局の管理する金庫で保管する運用となっている。

（7）指摘事項

該当なし。

（8）意見

ア．【貸付事務の適正化について（意見67）】

＜結論＞

貸付事務については、新たに作成した事務全体のフローに基づき取扱いを行い、事務手続き上のミスが生じないように複数人で確認を行うなど、貸付事務が適正に行われる体制を確保していくことが重要である。

＜理由＞

平成28年度に、支出回議書の起案を失念していたため、予定をしていた月日に資金交付を行うことができなかった事例があったことから、県では、会計事務の点も含めて事務全体のフローを作成し、事務手続きに関して複数人で確認作業を行うこととしている。

現在のところは、新たな貸付事務が発生していないため、同フローに基づいた実際の事務は行われていないが、担当者が数年単位で異動となることを踏まえると、同フローに基づいた事務が継続的に行われるように、マニュアル化を進めることが望ましい。

なお、事務手続き上のミスにより資金の交付日が予定日より遅れた場合、借主に何かしらの損害が生じた際には、県に法的責任が生じる可能性もあることから、その点にも留意をされたい。

イ．【債権管理業務に関するマニュアル化の検討について（意見68）】

＜結論＞

現在、中小企業高度化資金の債権管理業務については概ね適正に行われているものと考えられるが、数年単位で担当者である職員の異動等があることを踏まえると、現在の債権管理業務の手法をマニュアル化しておくことについて検討を行っておくのが望ましい。

<理由>

現在、中小企業高度化資金の未収債権については1件であり、債務者宅の訪問などの催告の実施を含め、債権管理業務は概ね適正に行われているものと判断される。

中小企業高度化資金については、平成26年度及び平成28年度に地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を経た上で債権放棄を行い不納欠損処分がなされているが、資料を確認したところ、主債務者及び連帯保証人の現況などについても調査が尽くされ、資力・返済能力がないことを明確にした上で不納欠損処分に至ったものであり、県において不納欠損処分の前提となる債権管理業務が適切になされていたものである。

現在担当をしている職員が異動等をすることを踏まえると、現在の債権管理業務の手法を一定程度マニュアル化しておくことで、担当者等の変更があった場合にも、継続的、効果的な債権管理業務がなされることが期待できることから、マニュアル化しておくことについて検討を行うことが望ましいと考える。

## 2. 商政課Ⅱ：損失補償契約

### (1) 損失補償契約の概要

#### ア. 損失補償契約の相手方

群馬県信用保証協会

#### イ. 損失補償の発生事由

金融機関が中小企業者に貸し付けた信用保証付き県制度融資の債権が貸倒れとなり、群馬県信用保証協会が代位弁済した場合

#### ウ. 損失補償支払が生じた場合の求償権発生の有無

損失補償が発生しても、県に求償権は発生しないが、群馬県信用保証協会が代位弁済をして取得する求償権が回収されると、県に一部納入される。

すなわち、損失補償契約において、同協会は、金融機関に対して保証に基づく代位弁済を行う際には、代位弁済の実行前に県と協議を行うこととされていることから、平均して1か月に2回か3回、代位弁済の実行を考えている案件について、県に書類を提出し、県では内容を確認し承諾をしている。同協会では、県の承諾を受けた案件について代位弁済を実行した後、損失補償契約に基づき、半期（上期：1月から6月、下期・7月から12月）に1度（上期は10月、下期は3月）、県に対して、代位弁済実行通知書、損失補償金請求書及び損失補償金個別明細書・計算書の提出を行うことから、県では、代位弁済の実行の事実、損失補償契約との適合性、請求金額が損失補償限度額の範囲内であること等を確認した後、損失補償金の支払に関する調定を行い、同協会に対

して損失補償金の交付を行う。

同協会では、代位弁済を実行することにより求償権を取得するところ、求償権については、県信用保証協会が回収、権利の保全等を行い、求償権に基づき回収金を回収した場合には、回収の都度、県に報告する。

県では、3月から8月に回収があったものについては、9月に歳入の調定（収入科目は雑入）を行い、9月から翌年2月に回収があったものについては、3月に歳入の調定を行っている。

なお、同協会が回収金を回収した場合に県に納入される額については、損失補償の範囲が信用保険の非てん補部分の2分の1の場合であれば、回収金の2分の1が県に納入されることとなる。

エ. 未収金利の取扱い

未収金利は損失補償契約の対象とされていない。

(2) 補償実績

ア. 平成29年度の損失補償限度額と補償債務残高の発生年度別内訳

①小規模事業資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高（円）
平成16年度	100,000,000円	533,579円
平成17年度	94,000,000円	0円
平成18年度	97,000,000円	0円
平成19年度	76,100,000円	0円
平成20年度	80,200,000円	0円
平成21年度	78,000,000円	0円
平成22年度	65,300,000円	0円
平成23年度	49,100,000円	5,057,681円
平成24年度	44,300,000円	10,648,553円
平成25年度	38,300,000円	16,098,575円
平成26年度	37,900,000円	17,081,112円
平成27年度	39,600,000円	23,176,471円
平成28年度	33,800,000円	29,621,682円
平成29年度	30,700,000円	30,496,280円

②中小企業パワーアップ資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高（円）
平成26年度	800,000円	800,000円
平成27年度	200,000円	200,000円

③経営サポート資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成20年度	546,000,000円	67,574,686円
平成21年度	316,000,000円	98,045,181円

平成 2 2 年度	210,800,000 円	25,889,008 円
平成 2 3 年度	151,300,000 円	57,615,410 円
平成 2 4 年度	91,600,000 円	40,968,235 円
平成 2 5 年度	65,500,000 円	50,526,006 円
平成 2 6 年度	38,000,000 円	22,148,675 円
平成 2 7 年度	40,300,000 円	36,453,080 円
平成 2 8 年度	33,800,000 円	32,316,667 円
平成 2 9 年度	24,100,000 円	24,100,000 円

④ 緊急経営改善資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成 1 5 年度	3,000,000 円	0 円
平成 1 6 年度	12,000,000 円	12,000,000 円
平成 1 7 年度	3,000,000 円	0 円
平成 1 8 年度	500,000 円	0 円
平成 1 9 年度	600,000 円	0 円
平成 2 0 年度	7,200,000 円	5,632,800 円
平成 2 1 年度	5,100,000 円	0 円
平成 2 2 年度	4,300,000 円	0 円
平成 2 3 年度	1,900,000 円	32,226 円
平成 2 4 年度	4,000,000 円	4,000,000 円
平成 2 5 年度	1,500,000 円	0 円
平成 2 6 年度	4,000,000 円	4,000,000 円
平成 2 7 年度	2,200,000 円	1,587,734 円
平成 2 8 年度	3,400,000 円	3,400,000 円
平成 2 9 年度	1,900,000 円	1,900,000 円

⑤ 中小企業再生支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成 1 8 年度	2,100,000 円	0 円
平成 1 9 年度	1,300,000 円	1,150,000 円
平成 2 0 年度	800,000 円	800,000 円
平成 2 1 年度	2,600,000 円	2,600,000 円
平成 2 2 年度	2,800,000 円	2,800,000 円
平成 2 3 年度	1,100,000 円	1,100,000 円
平成 2 4 年度	1,300,000 円	1,300,000 円
平成 2 5 年度	1,600,000 円	1,600,000 円
平成 2 9 年度	700,000 円	700,000 円

⑥ 創業者・再チャレンジ支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高

平成14年度	14,000,000円	11,466,900円
平成15年度	13,000,000円	0円
平成16年度	13,000,000円	0円
平成17年度	19,000,000円	0円
平成18年度	21,000,000円	0円
平成19年度	26,900,000円	0円
平成20年度	24,700,000円	0円
平成21年度	17,200,000円	0円
平成22年度	18,200,000円	0円
平成23年度	11,900,000円	163,597円
平成24年度	9,300,000円	1,889,255円
平成25年度	8,300,000円	1,972,374円
平成26年度	10,400,000円	3,294,311円
平成27年度	8,200,000円	4,452,436円
平成28年度	5,800,000円	5,331,500円
平成29年度	6,500,000円	6,500,000円

⑦ 経営力強化アシスト資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成25年度	6,000,000円	6,000,000円
平成26年度	2,100,000円	1,991,036円
平成27年度	1,700,000円	1,117,550円
平成28年度	3,600,000円	3,600,000円
平成29年度	11,100,000円	11,100,000円

⑧ 群馬デスティネーションキャンペーン支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成22年度	600,000円	600,000円
平成23年度	1,300,000円	1,300,000円

⑨ 経営強化支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成14年度	270,000,000円	129,493,830円
平成15年度	190,000,000円	86,924,183円
平成16年度	170,000,000円	41,352,422円
平成17年度	248,000,000円	4,813,649円
平成18年度	350,100,000円	39,372,022円
平成19年度	337,100,000円	13,264,950円

⑩ セーフティネット資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成15年度	179,000,000円	42,988,828円

平成16年度	160,000,000円	47,204,249円
平成17年度	121,000,000円	11,745,040円
平成18年度	108,900,000円	15,973,266円
平成19年度	116,900,000円	24,963,862円

⑪ 中小企業災害復旧資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成14年度	5,300,000円	2,168,000円
平成16年度	1,500,000円	1,030,000円
平成17年度	800,000円	800,000円
平成19年度	200,000円	200,000円

イ. 過去5年間の損失補償支払額の推移

① 小規模事業資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	54,327,056円
平成26年度	33,836,273円
平成27年度	34,295,001円
平成28年度	31,480,798円
平成29年度	29,742,867円

② 中小企業パワーアップ資金

該当なし。

③ 経営サポート資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	194,712,042円
平成26年度	127,975,333円
平成27年度	71,271,717円
平成28年度	101,430,582円
平成29年度	84,612,140円

④ 緊急経営改善資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	1,690,757円
平成26年度	1,544,518円
平成27年度	1,305,547円
平成28年度	2,322,882円
平成29年度	1,098,870円

⑤ 中小企業再生支援資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	150,000円

⑥ 創業者・再チャレンジ支援資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	13,661,477円
平成26年度	8,176,577円
平成27年度	7,770,406円
平成28年度	7,728,402円
平成29年度	7,944,187円

⑦ 経営力強化アシスト資金

年度	損失補償支払額
平成28年度	582,450円
平成29年度	108,964円

⑧ 群馬デスティネーションキャンペーン支援資金

該当なし。

⑨ 経営強化支援資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	47,433,914円
平成26年度	24,851,861円
平成27年度	24,032,358円
平成28年度	22,393,008円
平成29年度	9,019,821円

⑩ セーフティネット資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	24,604,661円
平成26年度	10,388,429円
平成27年度	7,994,729円
平成28年度	8,494,659円
平成29年度	6,555,357円

⑪ 中小企業災害復旧資金

該当なし。

(3) 損失補償の判断基準

ア. 要件・効果を明確化した内規の有無

①小規模企業事業資金融資促進制度要綱、②中小企業パワーアップ資金融資促進制度要綱、③経営サポート資金融資促進制度要綱、④緊急経営改善資金融資促進制度要綱、⑤中小企業再生支援資金融資促進制度要綱、⑥創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱、⑦経営力強化アシスト資金融資促進制度要綱、⑧群馬デスティネーションキャンペーン支援資金融資促進制度要綱、⑨経営強化支援資金融資促進制度要綱、⑩セーフティネット資金融資促進制度要綱、⑪中小企業災害復旧資金融資促進制度要綱がある。

中小企業パワーアップ資金を除く資金については、各資金の要綱に損失補償に関する規定があり、県は、群馬県信用保証協会が要綱に基づく融資について

保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、同協会との間で別途締結した損失補償契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとされている。

中小企業パワーアップ資金については、平成28年度まで、世界遺産登録関連要件（富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録に関連した新商品開発や新サービス提供を行う中小企業者を融資対象者としたもの）が定められ、同要件についてだけ、県が、同協会が保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、損失補償契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとされていたが、それ以外の要件については、損失補償に関する規定は存在せず、同協会との間で損失補償契約も締結されていない。

中小企業パワーアップ資金について、要綱上、損失補償に関する規定が存在しない理由は、同資金が中小企業者の資金繰りの支援を目的とした資金ではなく、当初から貸倒れが発生することを想定していないことによる。

#### イ. 損失補償限度額や補償対象の適否の判断方法

群馬県信用保証協会から県に提出された代位弁済実行通知書や損失補償請求書、損失補償金個別明細書・計算書をもとに、代位弁済の実行の事実、損失補償契約との適合性、請求額が債務負担行為限度額の範囲内であること等を確認する。また、個々の代位弁済に至る経緯等については、同協会に対する検査の際に一連の書類を閲覧した上で検証する。

#### <県の制度融資の利用の減少傾向について>

県の制度融資の融資枠は、平成23年度以降、減少傾向にあるが、景気の回復などに伴い、制度融資の利用実績が減少してきたことに伴い、融資枠自体も年々減少させてきたものであり、平成29年度の融資枠については、10資金で740億円、利用実績は368億円となっている。

制度融資の融資枠については、平成23年度以降の減少傾向を踏まえ、平成30年度以降も徐々に融資枠を減少させる方向であるが、各資金の利用実績などを踏まえ、経済状況の急変時に当面の対応ができるよう各年度当初の融資枠を設定している。

制度融資の利用実績が減少傾向にある理由としては、景気の回復などに伴い、中小企業者が各金融機関のプロパー資金を制度融資の金利よりも低金利で利用していることがあげられる。

県では、制度融資の目的を、「民間金融の補完」及び「政策目的実現への誘導」であると考えていることから、中小企業者が各金融機関の低金利のプロパー資金を利用することができるのであれば、各金融機関のプロパー資金で対応し、低金利のプロパー資金を利用することのできない中小企業者に対して、支援を行うこととしている。

あくまでも、県では、制度融資を「民間金融の補完」と位置付けていることから、金融機関と同程度の金利設定に変更し、プロパー資金との競争の中で利

用実績を上げるといった取り組みは考えていないとのことであった。

#### < 損失補償限度額の設定方法 >

県が群馬県信用保証協会との間で締結している損失補償契約において、損失補償限度額が定められているところ、損失補償限度額については、各資金の融資枠（ただし、責任共有制度の対象となっている場合には融資枠の80%）に事故率を乗じて算定される仕組みとなっている。

事故率については、各資金により5%、8%、10%のいずれかが設定されているところ、代位弁済に至る確率（リスク）、過去の損失補償の実行額等を考慮し、資金ごとにいずれかの事故率を設定している。県では、同協会との間で、毎年度、制度融資の見直し等を検討しており、その検討の中で、損失補償の件についても協議を行っている。

また、県が同協会に対して実行する損失補償の範囲については、同協会が金融機関に対して代位弁済を実施した際に、信用保険でてん補されない部分（非てん補部分）の2分の1、3分の1、6分の1であり、各資金により損失補償の範囲は異なる。

なお、年度初めに締結した損失補償契約に基づく損失補償限度額については、翌年度初めに、県と同協会の間で変更契約を締結し、損失補償契約中の損失補償限度額を利用実績額に見合う金額に変更している。

県制度融資の融資枠が減少傾向にあるところ、県が同協会との間で締結している損失補償契約における損失補償限度額についても、融資枠に事故率を乗じて算定されることから、融資枠の減少に伴い損失補償限度額も減少傾向にあり、実際に県が同協会に支払った損失補償金の金額も減少傾向にある。

損失補償金の額については、平成23年度から平成25年度においては3億円台となっていたが、平成26年度には約2億円、平成27年度以降は1億円台で推移し、平成29年度は約1億3900万円となっている。

県が、同協会に対して損失補償を実施する意義については、比較的リスクの高い融資について県が損失補償を行うことにより、同協会が保証に踏み出すことを後押しする点があげられる。

#### (4) 県の資金の預託・貸付について

群馬県では、県制度融資の資金（平成29年度は10資金）ごとに前記の要綱を定めており、各金融機関が要綱に基づき中小企業者に対して融資を行ったとき、各年度の予算の範囲内において、各金融機関に対して、要綱で定められた額の預託を行っている。預託については、毎月、同協会から県に提出される保証明細書（金融機関、資金ごとに作成されている）に基づき、県は、継続預託分（平成28年度までの貸付案件分）を平成29年4月1日に、平成29年度の新規貸付分を四半期に1度、各金融機関に対して預託を行っている。平成29年度の預託金額（合計）は373億3039万9千円であり、その相手先別内訳は以下のとおりである（名称略）。

相手先	預託金額
都市銀行 A	208,485,000 円
都市銀行 B	432,262,000 円
都市銀行 C	12,861,000 円
都市銀行 D	126,300,000 円
都市銀行 E	12,599,000 円
地方銀行 F	14,791,055,000 円
地方銀行 G	2,715,500,000 円
地方銀行 H	240,541,000 円
地方銀行 I	65,040,000 円
地方銀行 J	51,195,000 円
地方銀行 K	67,548,000 円
地方銀行 L	45,553,000 円
地方銀行 M	16,122,000 円
地方銀行 N	262,500,000 円
地方銀行 O	4,197,310,000 円
地方銀行 P	87,485,000 円
地方銀行 Q	28,236,000 円
甲信用金庫	1,481,130,000 円
乙信用金庫	3,129,830,000 円
丙信用金庫	931,449,000 円
丁信用金庫	325,373,000 円
戊信用金庫	1,019,696,000 円
己信用金庫	2,491,549,000 円
庚信用金庫	659,977,000 円
辛信用金庫	243,885,000 円
壬信用金庫	3,053,000 円
α 信用組合	277,074,000 円
β 信用組合	723,348,000 円
γ 信用組合	2,206,392,000 円
δ 信用組合	3,122,000 円
ε 信用組合	106,000 円
ζ 組合金庫	473,823,000 円

(5) 損失補償が発生する可能性のモニタリング

群馬県信用保証協会から毎月提供を受けている保証承諾や借換え、代位弁済実行協議書など県制度融資の利用や代位弁済の状況の分析はなされているが、個別案件については、金融機関及び同協会による債務者へのモニタリングがあることを理由に、制度融資を受けた債務者に対して、県としてのモニタリング

は行われていない。

損失補償の支出にかかる同協会に対する県の検査は、半期に1度（概ね9月と3月）、2名体制で行われている。個別案件ごとの代位弁済に至る経緯等については、同検査の際に25件の案件を抽出して、同協会内部の稟議書などの内部資料、損失補償金計算書、個別明細書、代位弁済実行協議書などの書類の内容を確認している。平成29年度は、上期が136件中25件（18.4%）、下期が181件中25件（13.8%）について検査が行われた。案件を抽出する際には、代位弁済の金額が大口のもの、小規模企業事業資金・経営サポート資金などのリスクが高く代位弁済の件数が多い資金から抽出が行われる。

#### （6）過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

##### ア．平成13年度の意見

平成13年度の包括外部監査において、「損失補償基準について、小規模企業者等設備導入資金において、回収不能と判断される収入未済が発生した場合は、県が損失補償を行うこととなっている。これまで、実際に損失補償を行う事態に至った事例はないが、今後、制度の適切な運用を図っていく観点から判断基準を定めておく必要がある」との意見が出されている。

##### イ．改善措置の状況

小規模企業者等設備導入資金については、小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的として、設備資金貸付事業及び設備貸与事業を実施する制度であるところ、群馬県産業支援機構において、小規模企業者に対する資金貸付を行ってきた（設備貸与事業は平成15年度から事業休止、平成28年に事業廃止。資金貸付事業は平成22年度から事業休止）。

県では、同機構が小規模企業者に対して資金貸付を行う際の資金を貸付してきたものであり、同機構との間で損失補償契約を締結し、小規模企業者の倒産等により同機構が小規模企業者から貸付金を回収できない際に、同契約に基づき、同機構に対して損失補償を実行してきた。

平成13年度の時点では損失補償を行う事態にはなっていなかったが、平成16年度に2件・1038万2456円、平成17年度に2件・1598万5730円、平成20年度に2件・1457万0650円の損失補償を損失補償契約に基づき実行している。

同資金については、貸付件数自体が少なく、貸付金の回収が困難となるケースが極めて少ないため、個別案件ごとに対応することが適切と考え、統一的な判断基準を作成せず、損失補償の実行対象となる個別案件ごとに、県と同機構との間で協議を行い、回収の困難性、損失補償の実行の適否等の判断を行ってきた。

#### （7）指摘事項

該当なし。

#### （8）意見

##### ア．【融資枠の設定について（意見69）】

#### <結論>

県では、毎年度、制度融資の融資枠を設定するが、融資枠を設定する際の根拠等を明確にしておくことが必要である。

#### <理由>

県では、毎年度、制度融資の融資枠を設定しているが、平成29年度の融資枠は740億円であるところ、融資枠を740億円とした設定基準等が明確にはなっていない。

融資枠の設定を行う際には、各資金の利用実績及び経済急変時に当面の対応が可能な融資枠の確保といったことを考慮しているとのことであるが、過去の利用実績は、平成26年度の融資枠900億円に対して391億円、平成27年度の融資枠785億円に対して391億円、平成28年度の融資枠760億円に対して438億円となっており、740億円の融資枠を設定した基準等が明確ではない。

そのため、融資枠の設定について、根拠等を明確にしておくことが必要である。

### 3. 労働政策課：元労働相談員への過払報酬

#### (1) 債権の概要

##### ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

##### イ. 担当部署

産業経済部 労働政策課 労働政策係

##### ウ. 債権の発生原因と種類

非常勤嘱託職員の報酬額等決定要領によるが、法的性質は民法第703条及び第704条に基づく不当利得返還請求権（私債権）

##### エ. 債権の内容

元労働相談員に支出した報酬のうち、欠勤で過払いとなった報酬。県では、非常勤嘱託職員の「報酬の支給日及び支給方法は、…一般職員の例による。」（群馬県非常勤嘱託職員就業要領第7条第3項）との規定により、非常勤嘱託職員の給与は月給で、当月21日に支給することになっている。本件の債務者の場合、有給休暇を全て取得済みの状態で当分の間休暇取得する旨の申し出があり、規定どおり支給したところ、月末まで欠勤し続け、そのまま退職となってしまった。翌月給与が発生しないため、最終月の給与のうち、16日から31日までの間の9日分が過払いとなり、控除することもできないため、債務者に支払請求するに至ったものである。

##### オ. 時効期間

10年（旧民法第174の2第1項）。平成24年1月の本件裁判で、被告が控訴せず、請求認容判決が確定した（同月11日）。

#### (2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
70,108円	0円	0円	0円	70,108円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成20年度	70,108円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

前橋行政事務所（当時）の元民間労働相談員（非常勤嘱託職員）に支払った平成21年3月分給与のうち、支給手続後の欠勤により過払いとなった7万108円について、度重なる督促にもかかわらず、返納されないため、少額訴訟を提起し、勝訴判決を得たが、執行準備の段階で、生活保護受給者であることが判明し、現在まで債権回収に至っていない。

エ. 不納欠損について

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システムによる管理運用状況>

財務会計システムに登録しているが、システム上、それ以上の管理はされていない。

<担当者の権限分配の状況>

前橋行政県税事務所と産業経済部労働政策課で総務部学事法制課に相談しながら訴訟手続などを進めてきており、権限の偏在は見られない。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

氏名、住所、電話番号、家族構成、その他（生活保護法に規定する被保護者状況）。

<調査の方法と頻度>

請求認容判決取得後、強制執行のために資産調査した中で、生活保護の受給状況が判明した。その後、年1～2回、生活保護受給状況や入居施設への照会を行っている。

<債務者との通信・面談>

債務者との通信記録・面談記録はあり。閲覧したところ、当初から返済に応じない姿勢がうかがえる。そうした債務者の態度が少額にもかかわらず訴訟提

起もやむを得ないという判断に至った一因と考えられる。

ウ．消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

判決確定日（平成24年1月11日）が起算日ということで把握・管理されている。

＜中断措置の有無・方法＞

今のところ、該当なし。平成24年1月11日に判決が確定し、平成30年3月31日時点で、時効完成まで約3年10か月ある。

＜時効完成後の対応＞

該当なし。

（4）債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

平成28年以降、特定記録郵便による支払催告

＜延滞金等＞

判決書には民事法定利率による遅延利息の記載あり。

＜督促状の記載＞

裁判所の判決に基づく督促であり、行政不服申立の対象外。

イ．督促に応じない場合の措置

訴訟提起に踏み切った要因は何か確かめたところ、話し合いに応じようとしていない債務者の対応、顧問弁護士への相談により、金額が小さいこともあり、裁判手続による圧力で支払いに応じる可能性を見込んだことが明らかになった。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

生活保護受給者であることが判明した後は、財産調査はしていない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

行っていない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

正式な調査はしていないが、扶養義務者や法定相続人となるべき者の存在は確認できない。戸籍の調査はしていない。

（5）債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

顧問弁護士への相談、部内協議による判断

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権放棄をするかどうか平成24年度末に実施した部内協議（産業経済部長と担当課長以下関係者）の議題となっている。本債権については、延滞金も

含めて10万円に達する前となる平成26年度末を目途に再度、債権放棄を再判断することにしてきた。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【債権放棄の判断の先送り（意見70）】

<結論>

債権放棄の判断を先送りせず、回収見込みの乏しい債権の回収に時間と労力をかけ続けるのをやめるべきである。

<理由>

本件では、県が少額訴訟を提起し、勝訴判決を得て確定した後、平成24年2月23日、顧問弁護士と協議して時効完成（中断がなければ平成34年1月10日）まで債権放棄をしない方向となった。同時期に、債務者が生活保護受給者となっていたことが判明し、同年3月22日の部内協議の結果、平成26年度末を目途に債権放棄を再判断する方針となった。

しかし、平成26年度末直前の平成27年3月11日の部内協議で、債権放棄の手続は採らないこととなり、債権回収の努力を続け、時効完成時に議会承認の上、不納欠損処理をする方針となった。

会計事務の手引きに、徴収停止を検討すべき場合の一つとして「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき（令171条の5第1項3号）が挙げられ、債権の放棄を検討すべき場合の一つとして、①（徴収停止した債権について）債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受けている場合やこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき（法96条1項参照）が挙げられている。

本件はこれらの徴収停止や権利放棄を検討すべき場合に該当しており、部内協議を開いて本件債権の放棄を検討したことは評価に値するが、当初から返還意思が見られず、生活保護を受給している状況が数年来、変わらない債務者からの債権回収の可能性が乏しいという判断に立脚しながら、時効完成まであと4年待つ意義がどこにあるのか、今後の督促や記録の事務など債権管理コストを考えると、費用対効果の面から疑問なしとしない。

また、4年後に議会承認を得ることを目指している点についても、確かに、権利を消滅させるには、原則として、権利放棄の議決が必要となるが、1件の金額が10万円以下である一般会計に属する権利の放棄については、知事の専決処分事項となっている（「知事において専決処分することができる事項の指定について」（昭和39年3月28日議決））のであるから、債権額が7万1

08円である本件では、延滞利息の発生状況如何では必ずしも議会承認が必要とならなかつたはずであり、徒に債権放棄の判断を先送りすることによる延滞利息の増大が議会承認を必要とさせ、手続を重くしている懸念がある。

イ.【非常勤嘱託職員の給与支払時期について（意見71）】

<結論>

非常勤嘱託職員の給与支給の前払いをやめ、後払いにするべきである。

<理由>

本件の不当利得返還請求権が発生してしまった原因は、非常勤嘱託職員の給与の支払いが当月末締め当月21日払い、すなわち、当月21日乃至月末分の給与を前払いする県の取扱いにある。多くの非常勤嘱託職員は有給休暇を消化しきってはいないため、退職によって当月前払いした分の勤務がなくても、有給休暇の一部を充てることで埋め合わせることができ、不都合は生じないかもしれない。しかし、有給休暇は非常勤嘱託職員にとっても権利であって、これを消化することを否定するわけにはいかず、現に本件のように有給休暇を消化しきった状態で無断欠勤を繰り返して退職する者もいるのである。本件のように、任意に過払い給与の返還に応じない者が出た場合、訴訟や強制執行の準備などに膨大な手間と時間を取られてしまい、弁護士には相談のみで委任せず、職員が試行錯誤しながら提訴・訴訟追行することで目先の訴訟に係る費用を節約したとしても、その分、当該職員が他の日常業務を執り行えなくなる機会損失は計り知れないものがある。したがって、県にこのような膨大な事務負担が生じる2次被害を防止するためにも、非常勤嘱託職員の給与の前払いをやめて、翌月払いなどの合理的支給方法に変更すべきである。

ウ.【提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有について（意見72）】

<結論>

他の部署との間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有を図るべきである。

<理由>

今回の包括外部監査で全庁的に債権管理について実態調査をした結果、訴訟に関するノウハウの不足から、訴訟手続によれば回収に繋がったかもしれない場合でも、訴訟を回避し、効果の乏しい催告を続けているものも散見された。それに比して、本件では、担当職員が顧問弁護士や学事法制課と相談しながら、精力的に訴訟活動を展開し、勝訴判決を得、強制執行も実施できるレベルにまで財産調査を進めた事案であり、そこに至るまでの苦労を本件限りで無にしてしまうのはもったいないことである。そこで、滞納処分ができない非強制徴収公債権と私債権の管理を行っている各部署との間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有を図り、本件で得た教訓を活かすべきであると考えられる。